

瀬戸市行政組織規則を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 5 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 17 年瀬戸市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（産業課）</p> <p>第 12 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 工業係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>公益財団法人瀬戸市開発公社</u>に関すること。</p> <p>4 <省略></p>	<p>（産業課）</p> <p>第 12 条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 工業係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>財団法人瀬戸市開発公社</u>に関すること。</p> <p>4 <省略></p>
<p>（文化課）</p> <p>第 15 条 <省略></p> <p>2 文化係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>公益財団法人瀬戸市文化振興財団</u>に関すること。</p> <p><省略></p> <p>3 <省略></p>	<p>（文化課）</p> <p>第 15 条 <省略></p> <p>2 文化係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>財団法人瀬戸市文化振興財団</u>に関すること。</p> <p><省略></p> <p>3 <省略></p>
<p>（防災安全課）</p>	<p>（防災安全課）</p>

<p>第18条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 安全係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p> から まで <省略></p> <p> — <u>暴力団の排除に関すること。</u></p> <p> — <省略></p> <p> — <省略></p> <p> — <省略></p> <p> (高齢者福祉課)</p> <p>第24条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 地域支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p> から まで <省略></p> <p> <u>公益社団法人瀬戸市シルバー人材センター</u>に関すること。</p> <p>5 <省略></p>	<p>第18条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 安全係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p> から まで <省略></p> <p> — <省略></p> <p> — <省略></p> <p> — <省略></p> <p> (高齢者福祉課)</p> <p>第24条 <省略></p> <p>2及び3 <省略></p> <p>4 地域支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p> から まで <省略></p> <p> <u>社団法人瀬戸市シルバー人材センター</u>に関すること。</p> <p>5 <省略></p>
---	---

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。